

# 香川県報



第 78 号

平成 16 年

10月 1 日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 香川県統計調査条例の規定による産業廃棄物実態調査の実施（廃棄物対策課） 一
- 道路の区域変更（道路保全課） 二
- 海岸保全区域の指定（河川砂防課） 二
- 道路の位置指定（建築課） 四

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民参画課） 五
- 土地改良区の定款の変更の認可（土地改良課） 五
- 開発行為に関する工事の完了（建築課） 五
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了（ ） 五

## 告 示

### ●香川県告示第六百五十七号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、平成十六年度産業廃棄物実態調査を次のとおり実施する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 調査の目的

香川県産業廃棄物処理計画の策定及び今後の産業廃棄物に関する具体的施策の検討の基礎資料とする。

#### 二 調査の実施期間

平成十六年十月十二日から同年十一月十二日まで

#### 三 調査の範囲

県内の産業廃棄物排出事業者を、業種別、従業者規模別等に層別区分した各区分から一定数を抽出したもの

#### 四 調査の方法

- 1 調査委託機関 株式会社数理計画
- 2 調査票の送付及び回収 郵便による送付及び回収

#### 五 調査事項

- 1 事業活動量指標
- 2 発生量
- 3 排出量
- 4 自己中間処理量
- 5 処分又は再生利用状況
- 6 再生利用状況
- 7 処理委託状況
- 8 廃棄物処理施設の設置・稼動状況
- 9 事業者意識

### ●香川県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月一日から同月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 道路の種類 県道（主要地方道）

#### 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）

#### 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

仲多度郡多度津町大字西白方字西山一〇二〇番五地先から 仲多度郡多度津町大字見立字浜田 一二七一番一地先まで		前	後	道路改築事業によるパイパス設置
		二六・〇	八〇・〇	
			七七〇	

●香川県告示第六百五十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十年香川県告示第五百一十一号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	丸亀多度津海岸	中津豊原海岸	一 指定場所 丸亀市中津町字内新開二一番一から仲多度郡多度津町堀江五丁目二番まで 二 指定区域 基点一から基点二五までを順次に結んだ線、基点二五と補助点二三を結んだ線、補助点二三から補助点一九までを順次に結んだ線、補助点一九までを順次に結んだ線、補助点一九と補助点九を結んだ線、補助点九から補助点一までを順次に結んだ線、補助点一と基点一を結んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点一 二等三角点 下真島（北緯三四度一七分五五・八七八秒、東経一三三度四六分二・一八九秒）から二〇〇度〇〇分、二、〇一八・一メートルの点 仲多度郡多度津町堀江五丁目二番の表示杭

- 基点一 基点一から三二八度二〇分、四・〇メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点二 基点二から五八度二〇分、三九二・三メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点三 基点三から一〇三度二〇分、一〇・八メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点四 基点四から一四八度二〇分、四二五・〇メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点五 基点五から七八度二〇分、三三・二メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点六 基点六から五六度一〇分、二四・九メートル  
仲多度郡多度津町堀江五丁目九番の表示杭
- 基点七 基点七から四六度二〇分、一四八・八メートル  
丸亀市中津町字内新開三一番三の表示杭
- 基点八 基点八から五二度一〇分、二一・一メートル  
丸亀市中津町字内新開二九番の表示杭
- 基点九 基点九から五二度一〇分、二一・一メートル  
丸亀市中津町字内新開二八番一の表示杭

基点二一 基点二〇から五三度二〇分、四二・六

メートル

丸亀市中津町字内新開二八番一の表示

杭

基点二二 基点一一から五五度二〇分、五九・九

メートル

丸亀市中津町字内新開二八番一の表示

杭

基点二三 基点一二から六一度一〇分、四六・四

メートル

丸亀市中津町字内新開二五番一の表示

杭

基点二四 基点一三から八二度三〇分、三二・七

メートル

丸亀市中津町字内新開二五番一の表示

杭

基点二五 基点一四から九二度二〇分、一四・〇

メートル

丸亀市中津町字内新開二五番一の表示

杭

基点二六 基点一五から一〇度五〇分、三〇・四

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二七 基点一六から二二度〇〇分、二六・九

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二八 基点一七から三〇度〇〇分、三四・一

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二九 基点一八から三五度五〇分、一九・五

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二〇 基点一九から四三度四〇分、一三・七

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二二 基点二〇から五〇度五〇分、三五・七

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二二 基点二二から五五度四〇分、二三・七

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二三 基点二二から六三度五〇分、二〇・〇

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二四 基点二三から七五度四〇分、一〇・三

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二六 基点二五から一〇五度二〇分、八・七

メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二七 基点二六から一一九度一〇分、一二・

九メートル

丸亀市中津町字内新開二二番一の表示

杭

基点二八 基点二七から一三二度〇〇分、六・四

メートル

丸亀市中津町字内新開二一番一の表示  
杭

- 補助点一 基点一から二三八度二〇分、五五・一メートル
- 補助点二 基点二から二八五度四〇分、八一・五メートル
- 補助点三 基点三から一六度四〇分、九〇・五メートル
- 補助点四 基点五から三四五度一分、二〇七・〇メートル
- 補助点五 基点六から三五一度二七分、二二七・九メートル
- 補助点六 基点八から三二六度〇六分、一四五・三メートル
- 補助点七 基点二〇から三二二度〇八分、一三〇・八メートル
- 補助点八 基点二一から三〇五度三二分、二八五・三メートル
- 補助点九 基点二二から三二五度一三分、二九四・五メートル
- 補助点一九 基点二四から三五二度一〇分、五四・八メートル
- 補助点二〇 基点二五から七度〇〇分、五五・〇メートル
- 補助点二一 基点二六から二二度二〇分、五四・八メートル
- 補助点二二 基点二七から三五度三〇分、五四・七メートル
- 補助点二三 基点二八から五二度一〇分、五五・三メートル

●香川県告示第六百六十号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 西土指道 第四号
- 二 指定 年月日 平成十六年九月十三日
- 三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中出甲八三四―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル  
延長 四七・一四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十一月二十一日まで縦覧に供する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十六年九月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人パルネット香川  
多田 哲男  
高松市塩上町三丁目一七番地二
- 三 定款に記載された目的  
この法人は、香川県内の留学生・研修生に対する支援・交流と国際性豊かな人材の育成を図る事業等を行い、国際協力と地域の発展に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三豊干拓土地改良区の定款の変更を平成十六年九月十七日認可した。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五一九―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

●香川県公告第四百七十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五一九―一

二 工事を完了した公共施設の種別、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇メートル、延長三四・四二メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五一九―一の一部

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長三四・九〇メートル）

（メートル）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五一九―一の一部及び同地先県道排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長四一・六〇メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五一九―一の一部及び同地先県道

平成十六年十月一日印刷発行

印刷発行所 香川  
県庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています